基本目標3 安全で安心できる元気なまちをつくる

政策 3-1 町民の安全を守る防災体制の整備を推進します





















(1)現況と課題

- ◆平成28年に発生した熊本地震以降も、平成30年北海道胆振東部地震、令和3年、令和4年福島県沖地震等の大規模地震が続く中、今後予測されている千葉県北西部直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等への対応が求められています。そこで、地域防災計画を見直すとともに、災害ごとに迅速かつ的確な対応が行えるよう、防災訓練や講演会、学校での防災教育等により、町民一人ひとりの防災意識を高めていく必要があります。
- ◆令和元年の台風 15 号、19 号などにより、県内各地では甚大な被害が発生しました。このような大型台風や線状降水帯による集中豪雨等により、急傾斜地の崩壊や河川の増水による氾濫、護岸浸食等の被害が各地で発生しており、栄町においても安全対策が求められています。そこで、町民の身体や生命、財産等を守るため、河川の護岸対策工事や急傾斜地などの災害危険箇所対策工事の推進について、国、県へ要請していく必要があります。
- ◆大規模な地震などが発生した場合、被害状況によっては、多くの住民が避難所生活を余儀なくされます。そこで、避難行動要支援者に対する支援体制の推進や防災備蓄品等の備蓄率の向上を図るとともに、避難所や情報伝達設備の改修等を行い、防災体制を充実していく必要があります。さらに、感染症対策にも留意する必要があり、避難所での感染予防対策も求められています。
- ◆自助・共助の推進による新しい「避難」の在り方が求められている中、既存避難施設の拡充と合わせ、平時には防災訓練や教育・意識の向上に活用可能であり、発災時には町の災害支援の中心となる防災拠点の整備が必要となっています。
- ◆高齢化の進展による住宅火災に対する予防意識の高揚、救急需要の増加や災害の多様化・複雑化など消防を取り巻く環境の変化に対応できるよう、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められています。そこで、消防組織の広域化に取り組むとともに、高度な知識・技術を有する人材の育成、車両・資機材等の整備を図ることで、常備消防の効率化や広域大規模災害への対応など消防体制の充実・強化に取り組む必要があります。
- ◆少子高齢化による若年層の減少や地域社会への帰属意識の希薄化、就業構造の変化による消防 団員の被雇用者の増加などにより消防団員の確保が難しい状況となっています。また、消防団 器具庫の老朽化や消防団車両の使用年数の長期化に伴う機能低下が危惧されています。そこ で、消防団を中核とした地域防災力を維持していくために、消防団員の確保や消防団組織再編 に伴う消防施設の更新等を行い、大規模災害に備えた消防団組織の充実・強化に取り組む必要 があります。

(2)施策の体系

政策3-1 町民の安全を守る防災体制の整備を推進します

施策3-1-1 防災体制の整備

施策3-1-2 災害支援拠点の整備

施策3-1-3 消防力の強化





災害対応特殊消防ポンプ自動車

(3)施策の内容

施策 3-1-1 防災体制の整備

くらし安全課・健康介護課・都市建設課

目指す成果

平時からの「防災」に対する様々な活動を行うことにより、町民と行政が相互に連携し、地域の防災力が向上している。また、避難所の整備や避難備品を計画的に購入するとともに、災害ハザード及び避難に係る防災情報を積極的に発信することで、災害から町民の安全が守られている。

指標 1	防災訓練参加者数			
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
758人	1,400人	1,600人	1,800人	2,000人
(令和3年度)	1, 100/	1, 000) (1, 000,	2, 000,
説明	各種防災訓練の参	加者数		

指標 2	災害時食料の備蓄率			
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
47. 6%	50%	70%	85%	100%
(令和3年度)				
説明	震災時食料の備蓄 数の3日分食数(3日分) /震災時過	達難所想定避難者

指標3	避難所運営委員会設置数			
現状値	令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度			
- (令和3年度)	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所
説明	避難所運営委員会の設置数(累計)【対象避難所9ヵ所】			

指標 4	個別避難計画策定率			
現状値	令和 5 年度 令和 6 年度 令和 7 年度 令和 8 年度			
4%	85%	90%	95%	100%
(令和3年度)				
説明	当該年度初日の名簿登録者に対する年度末の作成率			

事業1

(拡充) 防災訓練充実事業

くらし安全課

大地震や台風等の大規模災害に備え、町民の自助・共助に重点をおいた地区別訓練や支援拠点機能を取り入れた町総合防災訓練を実施します。

事業2

(拡充) 地域防災力向上事業

くらし安全課

震災や水害に関する防災講演会や子ども達への防災教育の機会などを設け、地域における様々な 防災活動に対し積極的な支援を行い地域防災力の向上に取り組みます。

事業3

(拡充) 備蓄品等整備事業

くらし安全課

大地震や台風等の大規模災害に備え、避難者が安心して避難生活を送れるよう、食料品などの備 蓄品や感染症対策用物品などを整備します。

事業4

(拡充) 避難体制整備事業

くらし安全課

新たに房総のむらの駐車場や竜角寺台地区の町有地などに車中等での避難体制を整備するとともに、引き続き指定避難所の避難環境の向上に取り組みます。また、各避難所における地域の主体的な「避難所運営委員会」の設立、運営を支援します。

事業5

(拡充) 避難行動要支援者支援事業

健康介護課

避難行動要支援者名簿登録の働きかけ及び個別避難計画の作成を進めるとともに、高齢者や障が い者など要支援者に配慮した避難支援に取り組みます。

事業6

(拡充) 情報連携強化事業

くらし安全課

土砂災害警戒区域の新たな指定による追加や内水情報を含んだハザードマップの更新や電子化を 推進します。また、千葉県防災システムの更新や情報メールシステムを再整備し、各種情報伝達 手段の連携を強化します。

事業7

(継続) 長門川護岸整備事業

都市建設課くらし安全課

長門川の護岸整備工事について、県へ協力し事業の早期完了に取り組みます。

事業8

(継続) 土砂災害(急傾斜地等)対策促進事業

都市建設課くらし安全課

土砂災害警戒区域の指定を受けた区域の居住者に、適切な避難情報を周知するとともに、急傾斜 地崩壊対策の促進に取り組みます。

くらし安全課・教育課・生涯学習課・ 都市建設課・健康介護課

目指す成果

町内に避難所や被災地へ食料や人的支援を行う拠点を整備することで、大規模災害時においても町民の生命が守られている。

成果指標

指標 1	災害支援拠点機能を活用した防災訓練等の参加者数			
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0人	100人	100人	300人	300人
(令和3年度)				
説明	_			

主な事業

尹耒1 利成/ 火古又坂拠点登開尹耒 ソりし女主	事業1	(新規)	災害支援拠点整備事業	くらし安全課
------------------------------	-----	------	------------	--------

大規模災害時における食料や物資、人的支援を行う拠点をふれあいプラザさかえ、ドラムの里、 布鎌小学校それぞれの周辺エリアに確保します。また、平時には、これらの支援拠点を活用し、 防災教育や大規模な災害を想定した防災訓練を行います。

事業 2	(継続)	学校給食センター建替事業【再掲】	教育課

老朽化が著しい給食センターを現行の学校給食衛生管理基準に適した施設とするとともに、災害時には、炊き出し対応も可能な施設として建設します。また、脱炭素化に向け再生可能エネルギーの利用促進を検討していきます。

事業3	(継続)	ふれあいプラザ施設大規模改修事業 【再掲】	生涯学習課
-----	------	--------------------------	-------

ふれあいプラザさかえが安全安心に利用できるよう、ふれあいプラザさかえ個別施設計画(長寿 命化計画)に沿って大規模改修事業を行います。また、災害支援拠点の機能を確保するため再生 可能エネルギー設備の活用を図ります。

事業 4	(拡充)	公園等整備事業	【再場】	都市建設課

町民が安全で安心して利用できるように、公園を計画的に改修します。また、大規模災害などによる災害支援 拠点として、安食台第一近隣公園などを防災機能を備えた公園に改修します。

事業5	(継続)	医療機関の受診環境整備事業	【再掲】	健康介護課
4 /14 -	(1) [27]		A 1 4 4 - 9 A	V C // / / / / / / / / / / / / / / / / /

将来にわたって町民が安心して医療サービスの提供を受けることができるよう、不足診療科目の 誘致など、町内における受診環境の整備に取り組みます。

事業 6	(新規)	地域保健活動拠点づくり事業	【再掲】	健康介護課
7 TO	1 (//) / // /	地域体度は勤贬ホママノ事末	1 1 1 2 4 1	

健康増進計画等に基づく各種施策を円滑に展開するとともに、災害時には災害支援の役割を担う 地域保健活動の拠点を整備します。

町民が安心して暮らすことができるよう人材の確保や育成、また、施設及び装備等を計画的 に整備することにより、火災や救急などの緊急時に迅速に対応出来ている。

指標 1	認定救急救命士数			
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1人(令和3年度)	2人	2人	2人	2人
説明	全ての認定を受けている救急救命士の数(累計)			

指標 2	住宅用火災警報器の設置率				
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
62.2%	70.0% 75.0%	75. 0%	80, 0% 85, 0%		
(令和3年度)	70.0%	75.0%	80.0%	85.0%	
説明	町民設置調査で「設置済」と回答した人の割合				

指標 3	消防団新規入団者数				
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
4人	5人	5人	5人	5人	
(令和3年度)	370	٠, ٠	٠,٠		
説明	基本消防団員と機	基本消防団員と機能別消防団員の新規入団者数			

事業1

(継続) 消防施設・装備充実事業

拠点施設としての機能を維持していくため、計画的に改修及び修繕工事を行い、業務が円滑に執 行できる環境をつくります。また、過酷な災害現場で活動する職員の安全確保のため、活動装備 品を貸与します。

事業2

(継続) 消防活動能力向上事業

消火活動や救急活動における様々な状況に対応するため、高度な専門知識や技術に加えて、実践力を有する職員を育成します。

事業3

(継続) 消防団体制推進事業

消防団の持つ地域密着性、要員動員力や即時対応力を最大限に発揮できるよう、団員を確保するとともに施設及び装備品を整備します。

事業4

(継続) 広域業務体制構築事業

大地震等に対する消防力強化のため、消防の広域化を推進するほか、消防機関の合同訓練に参加 します。また、消防通信技術の発達に合わせ、消防指令システムを更新します。

事業5

(拡充) 救急業務高度化事業

車両の老朽化による消防力の低下を防ぎ、様々な救急現場で対応できるよう救急救命に必要な資機材を整備します。また、AEDの普及活動を行います。

事業6

(継続) 消防·救助体制推進事業

車両の老朽化による消防力の低下を防ぐとともに、様々な災害現場に必要な資機材を整備します。また、災害時に生活水にも活用できる耐震性貯水槽を整備します。

事業7

(継続) 火災予防対策推進事業

火災時の被害をなくすため、住宅用火災警報器の設置を促進します。また、査察結果に基づき、 防火管理者の選任を徹底します。

政策 3-2 犯罪や事故などが起こりにくいまちづくりを推進します











(1)現況と課題

- ◆本町の犯罪発生状況は、平成13年の345件をピークに減少に転じ、令和3年では79件に減少しました。一方、近年では高齢者を標的とした振り込め詐欺などの特殊詐欺対策や盗難対策などが課題となっています。そこで、令和元年にJR安食駅前に防犯ボックスを設置しパトロールなどを行っていますが、更に、防犯灯や防犯カメラなどの防犯環境の整備や防犯意識の高揚に取り組む必要があります。
- ◆交通事故発生状況については、平成12年の117件をピークに令和3年では18件と、約6分の 1まで減少しました。しかし、依然として交通事故が発生していることから、交通安全施設の 整備を進めるとともに、交通安全活動団体を支援し、事故削減に向けた取り組みを行う必要が あります。
- ◆高度情報通信社会の進展や消費生活のグローバル化などにより、消費生活をめぐるトラブルは 多様化、複雑化しており、巧妙化する振り込め詐欺など、消費者トラブルの防止対策に取り組 む必要があります。そのため、消費者生活相談の充実などを図っていく必要があります。

(2)施策の体系

政策3-2 犯罪や事故などが起こりにくいまちづくりを推進します

施策3-2-1 防犯対策の推進

施策3-2-2 交通安全対策の推進

施策3-2-3 消費者保護の推進



防犯カメラ

(3) 施策の内容

施策 3-2-1 防犯対策の推進 くらし安全課

目指す成果

安全で安心な生活を送ることができるよう、防犯体制が整備され犯罪抑止に向けた取り組みにより犯罪が減少している。

成果指標

指標 1	犯罪認知件数			
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
79件	69件	64件	59件	55件
(令和3年)	0917	0±1T	991⊤	30IT
説明	千葉県警察犯罪統	計による1年間(原	暦年) に町内で発生	こした犯罪件数

主な事業

事業 1 (継続) 的犯 か ツ ク ろ 事 兼	事業 1	(継続)	防犯ボックス事業		
------------------------------	------	------	----------	--	--

安全・安心な環境を確保するため、防犯団体と連携し、防犯パトロールや啓発活動を実施します。

事業2 (拡充) 防犯カメラ設置・管理事業

町内における犯罪の未然防止と事件の早期解決のため、犯罪の傾向や動向を踏まえ、防犯カメラ を増設し、警察と連携した運用を行います。

事業3	(拡充)	防犯灯設置・管理事業	
-----	------	------------	--

夜間における犯罪や事故等の発生を防止するとともに、安全な通行を確保するため、犯罪の傾向 や動向を踏まえ防犯灯を増設します。

事業 4	(継続)	地域・警察と連携した防犯活動事業
------	------	------------------

犯罪を未然に防止するため、町・防犯活動団体・警察が連携した防犯啓発を実施します。また巧妙化する犯罪に対し警察と連携した防犯活動を実施します。

町民が交通安全意識を持って交通ルールを守り、道路事情に即した安全な通行がなされることにより事故が減少している。

成果指標

指標1	交通事故件数					
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
18件	16件	15件	14件	13件		
(令和3年)	10 -	10 -	14	10 -		
説明	千葉県警察交通事故	千葉県警察交通事故統計による1年間(暦年)に町内で発生した交通事故件数				

主な事業

事業1	(拡充)	交通安全施設整備事業	都市建設課
* //*	(4): :> = /	> 1 · · · > 1 · · · · · · · · · · · · ·	A

交通事故を防止するため、経年劣化により消えた区画線の補修やカーブミラーの設置など交通安全施設の整備を推進します。

事業 2	(継続)	地域・警察と連携した交通安全事業	くらし安全課
------	------	------------------	--------

交通安全に対する意識を高めるため、交通安全推進団体等と連携し、交通ルールやマナーに対する啓発活動を強化します。

事業 3	(拡充)	通学路整備事業	【再掲】	都市建設課
尹耒 3	しが光り	进子龄登佣事耒	【丹埳】	40 印建設珠

子どもたちが安全で安心して通行できるように、歩道のない通学路へ歩道の新設や車両の飛込み 防止対策工事を行います。

爭業4 (継続) 趙子路女笙刈束事業 教育説	教育課	継続) 通学路安全対策事業	事業 4
----------------------------	-----	---------------	------

管内の警察署、道路管理者と連携し通学路を点検したうえで、危険箇所の改善について関係機関 に要望します。また、児童を対象とした交通安全教室を開催します。

消費者が相談しやすい体制を構築することにより、トラブルに巻き込まれにくい環境が整備 されている。

成果指標

指標 1	消費者相談件数			
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
45件 (令和3年度)	60件	60件	60件	60件
説明	_			

主な事業

事業1	(継続)	消費生活相談事業
-----	------	----------

消費生活上のトラブル解決法などを広く情報発信し、未然の被害防止に努めるとともに、相談員による定期的 な相談会を実施します。





基本目標4 健康で生き生きと暮らせる元気なまちをつくる

政策 4-1 誰もが健康で元気に暮らせる環境をつくります





(1)現況と課題

- ◆本町では、糖尿病及び糖尿病性腎症の有病者が多いため、若い時期から生活習慣病の発症予防 及び重症化予防対策を図ることが必要です。また、高齢者は有病率が高いことから、高齢化率 が高い本町では、重症化予防対策及びフレイル*¹対策を合わせた充実した内容のプログラムを 提供していくことが必要です。
- ◆生活習慣病の早期発見・早期治療のためには、特定健診、後期高齢者健診、がん検診、人間ドックなどを受診することが大変重要となりますが、本町においては、受診率が低い状況です。 そのため、受診率の向上に努めていく必要があります。
- ◆免許証を返納した高齢者や子育て世代が将来に亘って安心して生活していくためには、町内で 必要な医療を受けられるよう受診環境の整備を行う必要があります。

*1 フレイル:健康な状態と要介護状態の中間の状態

(2)施策の体系

政策4-1誰もが健康で元気に暮らせる環境をつくります

施策4-1-1 疾病予防の推進

施策4-1-2 疾病の早期発見の推進

施策4-1-3 医療環境の充実

(3)施策の内容

施策 4-1-1	疾病予防の推進	健康介護課
# D > N		MENAL AL HOCHAL

目指す成果

生活習慣を見直すことにより、生活習慣病の発症及び重症化予防が図られている。

指標 1	新たに健康状態が	把握できた者の割合	÷	
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
- (令和3年度)	35%	38%	40%	42%
説明	要介護・要支援認 に健康状態が把握	定のない75歳かり できた者の割合	584歳以下の高齢	令者のうち、新た

指標 2	メタボリックシン	ドローム予備群該	当者の割合	
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
12. 1%	11. 7%	11.5%	11.3%	11.1%
(令和3年度)				
説明	特定健診受診者の	うちメタボリック	ンンドローム予備郡	羊該当者の割合

指標 3	高血糖値該当者の	割合		
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
6.9% (令和3年度)	6. 5%	6. 3%	6. 1%	5.9%
説明	特定健診受診者の	うち高血糖値(HbA1	.c6.5%以上)に該当	首する者の割合

事業1

(継続) 生活習慣病・重症化予防事業

特定健診及び人間ドック受診者のうち生活習慣病のリスクが高い対象者に対し、特定保健指導・健康教育などを実施します。また、講演会などを通じて、生活習慣病予防について普及啓発を行います。

事業2

(新規) 高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業

高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細やかな支援を実施するため、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防事業とフレイル対策等の介護予防事業を一体的に実施します。

事業3

(継続) 感染症予防事業

感染症の予防対策の周知徹底を図るとともに円滑に予防接種を実施し、感染症のまん延及び重症 化を防ぎます。

事業4

(継続) 健康増進事業

新たな健康増進計画を策定し、健康づくり推進員等の協力を得ながら各種施策を推進します。

事業5

(継続) 食育推進事業

大人のための食育講座や親子料理教室のほか、健康づくり推進員と連携した減塩普及啓発活動等 を実施します。

事業6

(継続) 口の機能低下予防事業

訪問歯科診療、成人歯科健診、口腔機能の低下がみられる者への訪問指導、健康教育等を実施します。

事業7

(新規) 地域保健活動拠点づくり事業

健康増進計画等に基づく各種施策を円滑に実施するとともに、災害時には要配慮者等に対する支援を行う地域保健活動の拠点を整備します。

がん検診、特定健診等を積極的に受診することにより、疾病の早期発見・早期治療につながっている。

成果指標

指標1	肺がん検診受診率			
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
11.9%	12.7%	13.0%	13.3%	13.6%
(令和3年度)	120 0 70	257 575	200 0,0	200 0/0
説明	対象者数に対する	集団検診および人間	 間ドックでの受診者	音数の割合 おおり かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい

指標 2	特定健診受診率			
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
26.0%	36.6%	37. 6%	38.9%	40. 2%
(令和3年度)	00.070	3.1. 3 /0	00.070	10.2/0
説明	対象者に対する集 合	団・個別特定健診、	人間ドック、みた	よし健診受診の割

主な事業

車業1	(継続)	がんは	金沙重業

肺・胃・大腸・子宮・乳・前立腺がん検診を実施します。精密検査該当者には、速やかに再検査 の受診勧奨を行います。

事業2	(継続)	特定健康診査事業
T X 4	\ \\P\P\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	N L L N D L F X

生活習慣病予防のために、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査、糖尿病及び糖尿病性腎症を早期に発見するため検査項目を追加して実施します。

事業3	(継続)	人間ドック助成事業
-----	------	-----------

健康の保持・増進及び疾病の早期発見・早期治療の推進のため、人間ドッグ検査費用の一部を助成します。

|--|

結核の集団感染予防のため、結核検査を実施します。また、症状があらわれにくい肝炎ウイルス を早期発見・治療し、肝硬変や肝がんを予防するため、肝炎検査を実施します。

事業 5	(継続)	骨粗しょ	う症検診事業

骨折等のリスクを高め基礎疾患となる骨粗しょう症を早期発見・治療するため、骨粗しょう症検 診を実施します。

町民が必要とする時に適切な医療サービスを受けることができている。

成果指標

指標 1	不足診療科目の誘	致数		
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
— (令和3年度)	_			1箇所
説明	_			

主な事業

事業1	(継続)	休日・夜間急病診療支援事業
-----	------	---------------

休日や夜間における急病の受診に対応するため、成田市急病診療所及び印旛市郡小児初期急病診療所の運営について支援します。

事業2 (拡充) 医療機関の受診環境整備事業

将来にわたって町民が安心して医療サービスの提供を受けることができるよう、不足診療科目の 誘致など、町内における受診環境の整備に取り組みます。



政策 4-2 誰もが生き生きと暮らせるよう地域福祉を推進します





















(1) 現況と課題

- ◆急速な高齢化の進展に伴い、医療と介護の両方を必要とする在宅療養者の増加や「8050問題」*1 等町民の支援ニーズの複合、複雑化が予想されます。そのため、住み慣れた地域でいつまでも 自分らしく暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいが一体的に 提供される「地域包括ケアシステム」を充実する必要があります。
- ◆高齢化率が 40%を超えているため、介護状態となることなく自立した生活を送れるよう、フレイル対策などの介護予防事業等の推進、高齢者の生きがいづくり支援、地域介護予防活動の支援などに取り組む必要があります。
- ◆高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれるため、認知症初期集中支援推進事業を通して、認知症の早期診断、対応等など本人や家族への支援体制を充実する必要があります。また、認知症カフェや認知症サポーター養成講座を開催し、地域住民に対する認知症の正しい知識と理解の普及啓発に努めるとともに、地域での見守りや支援体制の構築を図る必要があります。
- ◆コロナ禍による生活環境の変化の影響などにより、精神に障がいのある方を中心に引き続き障がい者が増加傾向にあります。そのため、障がい者計画の見直しに合わせて現状を把握し、適切なサービスが提供できるよう、提供体制の質と量を確保していく必要があります。
- ◆心の健康に不安や悩みを抱える方が増えています。そのため、基幹相談支援センターを中心と した相談支援体制の機能強化を図り、不安などを早期解決に導くとともに、新たな課題に対す る支援策を考えていく必要があります。
- ◆地域のつながりや地域に関する関心の希薄化やこれらに関連して、孤独死や虐待、「8050 問題」等、地域の課題が顕在化してきたことから、身近な地域で生活上の問題や悩みなどを気軽に相談できる体制の整備など地域福祉の充実が求められていることから、地域福祉計画を策定し計画的に地域福祉を推進する必要があります。
- ◆地域福祉の中核である社会福祉協議会の運営基盤の強化、民生・児童委員の活動支援や更生保護活動を推進するとともに、新型コロナの影響が大きい生活困窮者に対する相談支援体制の強化などに取り組む必要があります。

*1 「8050 問題」: 80 代の親が、自宅にひきこもる 50 代の子どもの世話を しなければならない逆転の構図からくる様々な社会問題

(2)施策の体系

政策4-2 誰もが生き生きと暮らせるよう地域福祉を推進します

施策4-2-1 地域包括ケアシステムの推進

施策4-2-2 介護予防・重度化防止の推進

施策4-2-3 認知症対策の推進

施策4-2-4 障がい者支援の充実

施策4-2-5 地域福祉活動の充実

(3)施策の内容

施策 4-2-1 地域包括ケアシステムの推進 健康介護課

目指す成果

地域包括ケアシステムの推進により、一人ひとりにあった福祉・介護サービスの利用や地域の支援等が提供され、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしている。

指標 1	支援検討件数			
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
13件 (令和3年度)	15件	16件	17件	18件
説明	個別地域ケア会議	において事例検討る	を行った件数	

事業1

(継続) 地域包括支援センター事業

地域における適切な保健、医療、福祉サービスなどの利用を支援する機関として、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターを設置・運営します。

事業2

(継続) 地域ケア会議推進事業

医療や福祉関係者等との協働による「地域ケア会議」を開催し、介護等が必要な高齢者が抱える課題に対する支援方法を検討します。

事業3

(継続) 医療介護連携の推進事業

地域において医療・介護が切れ目なく一体的に提供できるよう、医療機関と介護事業所等との連 携を推進します。

事業4

(拡充) たべ・たんプロジェクト(食と運動)事業【再掲】

フレイルを予防するため、たんぱく質摂取と運動を促す「たべる・たんぱくプロジェクト」を民間企業も含めた様々な団体との協働により実施します。

事業5

(拡充) 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーター機能を強化し、高齢者が抱える課題を掘り起こし、行政、地域住民、NPO、民間団体などの連携による高齢者のニーズに合った生活支援及び介護予防サービスの提供ができる体制を整備していきます。

事業 6

(継続) 高齢者緊急通報装置貸与事業

高齢者の日頃の健康管理や緊急時における救急要請を行うため、一人暮らしの高齢者や世帯員が すべて65歳以上の世帯に緊急通報装置を貸与します。

事業7

(継続) 介護職員初任者研修事業

高齢化の進展に伴う介護を必要とする高齢者の増加を踏まえ、介護サービスに従事する人材の育成・確保を図るため、介護職員初任者研修を実施します。

施策 4-2-2

目指す成果

高齢者へ予防サービスを適切に提供することや高齢者主体の介護予防活動を実施することで、介護予防・重度化防止が推進されている。

成果指標

指標1	要介護・要支援認	定抑制率		
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
95.7% (令和3年度)	95. 7%	95. 7%	95. 7%	95. 7%
説明	介護保険事業計画 率の割合	における要介護・弱	要支援推計認定率に	対する実績認定

指標 2	健康寿命年齢			
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
男性80.6才 女性84.0才 (令和3年度)	男性80.7才 女性84.2才	男性80.8才 女性84.2才	男性80.9才 女性84.3才	男性81.0才 女性84.4才
説明	平均寿命から「要	介護2以上」の期間	間を除いた年齢	

主な事業

事業1	(継続)	介護予防・生活支援サービス事業	健康介護課

自立した日常生活を支援するため、要介護状態等の予防や軽減、悪化防止を目的として訪問・通 所サービス等を実施します。

事業 2	(新規)	高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業 【再掲】	健康介護課

高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細やかな支援を実施するため、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防事業とフレイル対策等の介護予防事業を一体的に実施します。

事業3	(拡充)	たべ・たんプロジェクト	(食と運動) 事業	健康介護課
-----	------	-------------	-----------	-------

フレイルを予防するため、たんぱく質摂取と運動を促す「たべる・たんぱくプロジェクト」を民間企業も含めた様々な団体との協働により実施します。

地域で介護予防活動を行う住民団体を支援し、地域における介護予防活動の充実を図ります。また、町主催のヨガ講座を通して健康な身体づくりとボランティアの育成を行うとともに、新たな通いの場の創出に繋がるようフォローアップします。

事業 5 に継続) 高齢者の生きがいづくり支援事業 福祉・子ども

老人クラブやシルバー人材センターに運営補助を行うなど、高齢者の生きがいづくりの支援に取り組みます。

認知症の相談支援体制が充実し、認知症を早期に発見することで、住み慣れた地域で継続して生活できている。

成果指標

指標 1	認知症初期集中支援	<u> </u>		
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
100%	100%	100%	100%	100%
(令和3年度)				
説明	認知症初期集中支援 うになった者の割合	チームで支援を行った	結果、医療や介護サ	ービスを利用するよ

指標 2	認知症カフェボラ	ンティア参加率		
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
30%	35%	40%	45%	50%
(令和3年度)	33/0	40/0	43/0	30/0
説明	「認ともの会」に登録を加した者の割合	録したサポーターのう	ち、認知症カフェの	運営ボランティアに

主な事業

事業1	(継続)	認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」が、医療機関や認知症地域 支援推進員と連携し、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。

事業2	(拡充)	認知症サオ	ペーター巻成	•活動促進事業
	1 (1)/2 /1 /		· / 'E' //X	

認知症やその家族を支援する「認知症サポーター」を養成するとともに、ステップアップ研修等を実施し、その活動を促進することにより、認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らせる環境づくりに取り組みます。

+ ** 0	(.66le 6-la)	37 4 4 14 14 4 4 4	
事業3	(継続)	認知症地域支援事業	

認知症地域支援推進員を中心に、認知症ケアパスの普及や認知症カフェ等の活動を活発にし、認 知症に関する正しい知識と理解の普及啓発に取り組みます。

事業 4	(継続)	認知症高齢者等見守り事業

SOSネットワークや徘徊高齢者家族支援サービス(GPS)助成金等により、徘徊高齢者を早期発見する取組を行うとともに、高齢者を地域で見守る体制を構築していきます。

障がいのある方に対する支援や適切なサービスを提供することにより、障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができている。

指標 1	障がい者相談件数			
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3,549件	3,600件	3,630件	3,660件	3,690件
(令和3年度)				
説明	一般相談及び基幹相談支援センター等の延べ相談件数			

指標 2	一般就労移行人数			
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1人(令和3年度)	2人	2人	2人	2人
説明	就労支援サービス	等を利用して一般が	就労した障がい者数	ά



事業1

(継続) 障がい福祉サービス提供事業

障がいのある方やその家族が自立した生活ができるように、施設入所、居宅介護、就労支援サービス及び障害児通所サービスを提供します。

事業2

(継続) 障がい者の相談支援事業

基幹相談支援センターを中核として、365日、24時間の緊急対応や緊急保護等にも対応できる相談体制を充実していきます。

事業3

(継続) 生活支援用具給付事業

障がい者の生活支援に必要なストマ用具、紙おむつ、義足や補聴器などの日常生活支援用具等の 給付を行います。

事業4

(継続) 重度心身障がい者(児)医療費助成事業

重度の療育手帳所持者、身体障害者手帳所持者及び精神保健福祉手帳所持者に対して、医療費等 の助成を行います。

事業5

(継続) 障がい者就労支援事業

町内の就労支援事業所に就労の機会が増えるよう支援するとともに、障がい者が町外の就労継続 支援事業所等に通所する際の交通費を補助するなど、障がい者の就労を支援します。

事業6

(継続) 心の相談事業

心の健康に関する相談窓口等の周知、精神疾患を抱える方への訪問等による普及啓発などにより相談することの大切さを伝えるとともに、町民が心の健康に対して気軽に相談できる体制を充実します。

事業7

(継続) 障がい者計画等策定事業

障がい者施策の推進や障がい福祉サービス等の目標値を定めた障がい者計画、障がい福祉計画及 び障がい児福祉計画を策定します。

事業8

(継続) 医療的ケア児の支援充実事業

医療従事者や相談支援事業所などの関係者の協議の場を設置し、適切な支援方策を検討するなど、医療的ケア児の支援を充実します。

生活上の様々な問題を抱えたときに、身近な地域で気軽に相談等ができる体制ができている。また、地域福祉活動関係団体と連携することで、地域における支え合い、助け合いの活動が活発になっている。

指標 1	生活困窮・生活保護相談の支援率			
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
100% (令和3年度)	100%	100%	100%	100%
説明	生活困窮や生活保護の相談から生活保護の申請を行うなど、具体的な支 援が行われた割合			



事業1

(継続) 社会福祉協議会連携事業

福祉・子ども課

町民が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、民間地域福祉の中核である社会福祉協議会の活動が活発に行われるよう連携を図りながら支援します。

事業2

(拡充) 地域福祉計画策定事業

福祉・子ども課

地域福祉の充実を図るための目標等を定めた地域福祉計画を策定します。

事業3

(継続) 民生委員・児童委員活動支援事業

福祉・子ども課

民生委員・児童委員が行う町民からの相談等の活動を支援します。

事業4

(継続) 福祉タクシー利用助成事業

福祉・子ども課

移動困難な高齢者や障がい者の移動手段を確保するとともに、経済的な負担の軽減を図るため、 福祉タクシーの利用料の一部を助成します。

事業5

(継続) 生活困窮者相談推進事業

福祉・子ども課

社会福祉協議会等と連携して必要な福祉サービスの提供や生活保護の申請につなげるなど、生活 困窮に関する相談が円滑に進むよう支援します。

事業6

(継続) 更生保護活動の推進事業

福祉・子ども課

犯罪のない明るい社会づくりを推進するため、保護司や更生保護女性会が行う更生保護活動を支援します。

事業7

(拡充) 成年後見制度利用促進事業

福祉·子ども課 健康介護課

認知症や障がい等により物事を判断する能力が十分でない方に対して、成年後見制度の利用促進に取り組みます。また、経済的負担軽減のため、首長申立て以外の成年後見人への報酬助成を実施します。

政策 4-3 社会保障制度の適正かつ健全な運営に努めます



(1)現況と課題

- ◆急速な高齢化の進展に伴い、安心して医療を受けられるよう、国民健康保険制度等は町民にとって欠かせない制度となっています。そのため、国民健康保険会計の健全な運営や国民健康保険税の収納率の向上、後期高齢者医療制度の適正な執行などとともに、令和4年度から始まったマイナンバーカードの健康保険証利用などのような利便性の向上が求められています。
- ◆後期高齢者の増加に伴い、要介護等認定者数および介護等サービス給付費の増加が見込まれます。持続可能な介護保険制度の運営を図るため、町民への制度の周知等を図るほか、適正な制度運営とサービスの質の向上のために、介護給付等適正化事業を推進するとともに、「介護予防・重度化防止の推進」に取り組むことにより、介護給付費の増加を抑制する必要があります。
- ◆国民年金制度については、町民と国とのつなぎ役として、窓口事務の適正な処理等が求められています。近年では、自治体DX推進計画に基づき、年金事務所等との申請書等の進達や結果の受取りなどの事務処理が紙ベースから電子データの授受に変更されてきており、更なる事務処理の効率化が求められています。

(2)施策の体系

政策4-3 社会保障制度の適正かつ健全な運営に努めます

施策4-3-1 国民健康保険会計等の健全運営の推進

施策4-3-2 介護保険会計の健全運営の推進

施策4-3-3 国民年金事務の適正処理等

(3) 施策の内容

施策 4-3-1 国民健康保険会計等の健全運営の推進

住民課

目指す成果

町民が国民健康保険制度等を理解し、自主的に国民健康保険税等を納付するとともに、適正な医療受診に努めていることにより、国民健康保険会計等が健全に運営できている。

成果指標

指標 1	国民健康保険税の	水準		
現状値 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
所得割 10.2% 均等割 43,000円 平等割 27,000円	所得割 10.2% 均等割 43,000円 平等割 27,000円	所得割 10.2% 均等割 43,000円 平等割 27,000円	所得割 10.2% 均等割 43,000円 平等割 27,000円	所得割 10.2% 均等割 43,000円 平等割 27,000円
説明		礎課税額、後期高的	命者支援金等課税额	頁及び介護納付金

指標 2	国民健康保険税の	収納率		
現状値 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
現年分 95.94% 過年分 11.52%	現年分 96.04% 過年分 11.62%	現年分 96.09% 過年分 11.72%	現年分 96.14% 過年分 11.82%	現年分 96.19% 過年分 11.92%
説明	_			

主な事業

中*** 4	(± 3 1/45)	国日始由旧於人利姆人宝兴州淮南 贵
事業1	(継続)	国民健康保険会計健全運営推進事業

町民の健康増進を図るとともに、適確な国民健康保険税の確保とルールに則した国民健康保険会計への繰出しを行うことにより、国民健康保険会計の健全運営の推進に取り組みます。

事業2	(継続)	国民健康保	と険税.	収納対策推進事業
T /\ -	(ハルエハシロ)			

国民健康保険税について、口座振替納付の促進や短期被保険者証の交付などにより年度内収納を 推進するとともに、差押の実施など滞納整理事務を充実し、収納率の向上に取り組みます。

事業3	(継続)	後期高齢者医療制度適止執行事業
-----	------	-----------------

75歳以上の高齢者が安心して医療を受けられるよう、ルールに則した医療費負担や後期高齢者医療会計への繰出しを行うことにより、後期高齢者医療制度の適正な執行に取り組みます。

町民が介護保険制度を理解し、介護保険料を納付すると共に、適正な介護認定及び給付が行われている。

成果指標

指標 1	介護保険料の収納率			
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
現年分99.70% 過年分19.52% (令和3年度)	現年分99.73% 過年分19.55%	現年分99.76% 過年分19.58%	現年分99.79% 過年分19.61%	現年分99.82% 過年分19.64%
説明	_			

指標 2	介護認定に対する不服申立件数				
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
0件	0件	0件	0件	0件	
(令和3年度)	VII				
説明	_				

主な事業

事業1	(継続)	介護保険事業計画策定事業

高齢者の在宅および福祉施設サービス等に関する計画と、介護保険事業の円滑な実施に関する計画を一体化した 栄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定します。

事業2	(継続)	介護給付費適正化事業
-----	------	------------

介護給付費等における費用の適正化を図るため、ケアプランの点検や住宅改修等の点検等を行います。

事業3	(継続)	要介護・	要支援認定事業	
1 // 0	(//	~/I II	~ / 1 / C	

介護保険認定申請者が、その人に合った介護保険サービスを利用できるように、適正に認定調査及び審査判定 を行います。

収納率の向上を図るため、督促状の送付や臨戸徴収等を行います。

町民が国民年金制度を理解しているとともに、国民年金事務が適正に行われ、相談しやすい 体制になっていることにより、町民が必要な手続を行うことができている。

成果指標

指標 1	国民年金制度に関する苦情等の件数				
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
0件	0件	0件	0件	0件	
(令和3年度)	VIT				
説明	国民年金制度に関する不十分な説明に起因する苦情等の件数				

主な事業

事業1 (継続) 国民年金窓口事務適正処理等推進事業	
----------------------------	--

国民年金の手続について分かりやすく説明するとともに、適切で迅速な事務処理を行うことにより、国民年金窓口事務の適正処理等の推進に取り組みます。

